

富士宮市ホームステイボランティア登録制度実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市の姉妹都市、友好提携都市及び関係団体からホームステイの受入要請があった際の速やかな受入体制の整備を図るため、ホームステイの受入れを希望する者の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) ホームステイ 外国人が日本の家庭に滞在し、日本の文化及び生活習慣を体験することをいう。
- (2) ゲスト ホームステイを行う外国人をいう。

(登録の対象)

第3条 登録の対象となる者は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 富士宮市又は富士市に居住していること。
- (2) 20歳以上の者であること。
- (3) 単身世帯でないこと。
- (4) ホームステイの受入れについて、同居する世帯員全員の同意を得ていること。
- (5) ゲストに対し、宿泊に必要な部屋を提供できること。
- (6) ゲストの滞在中において、1日3回の食事を提供できること。
- (7) ゲストを自家用車で送迎することができること。

(登録の申込み及び決定)

第4条 登録を希望する者は、富士宮市ホームステイボランティア登録申込書(別記様式)を市長に提出しなければならない。

2 前項の申請があったときは、市長は、これを審査し、適当と認めるときは、登録の決定を行うものとする。

(登録の期間及び更新)

第5条 登録の期間は、登録日の属する年度の初日から2年間とする。

2 前項の期間が満了した場合、登録者は、登録の更新を行うものとする。

この場合において、登録の更新は前条の規定を準用する。

(登録の取消し)

第6条 市長は、登録者が次の各号のいずれかに該当するときは、登録の決定を取り消すことができる。

- (1) 登録者から登録取消しの申出があったとき。
- (2) 登録者が連絡不能となったとき。
- (3) その他登録者として不適格と市長が認めたとき。

(遵守事項)

第7条 登録者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) ゲストの人権を侵害し、又はそのおそれのある言動をとらないこと。
- (2) ゲストを尊重し、公平で平等な関係を築くよう努めること。
- (3) 活動中に知り得たゲストに関する情報及び他の登録者に関する情報を許可なく第三者に漏らさないこと。
- (4) ゲストに法令を遵守させること。
- (5) ゲストの宗教的な制限等の生活習慣を尊重すること。
- (6) 活動中に不測の事故が発生した場合は、直ちに適切な措置を講じ、並びに市又は関係者に報告を行い、及びその者からの指示に従うこと。
- (7) 登録内容に変更があった場合は、速やかに市長に報告すること。

(活動の禁止)

第8条 登録者は、ゲストに対し、次の各号に掲げる活動を行ってはならない。

- (1) 営利を目的とする活動
- (2) 政治又は宗教に関する活動
- (3) 公共の安全及び秩序又は善良な風俗を害するおそれのある活動
- (4) 特定の個人又は団体の利害に著しい影響を及ぼすおそれのある活動

2 前項に規定する活動を行った事実を確認したときは、市長は、登録者の登録を取り消すことができる。

(費用負担)

第9条 ホームステイに要する費用(土産の購入等の個人的な経費を除く。)

は、登録者が負担するものとする。ただし、ゲストの意思により、ゲストがホームステイに要する費用の全部又は一部を負担することを妨げない。

(危険負担)

第10条 登録者が活動中に被った損害について、市は賠償の責を負わないものとする。

2 登録者は、ゲストを受け入れる際に、事前に傷害保険等に参加するよう努めるものとする。

(その他)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要領は、市民部長決裁の日（令和3年5月17日）から施行する。